

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案に  
対する修正案

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案の一部  
を次のように修正する。

第一条並びに第三条の見出し及び同条第一項の改正規定の前に次のように加える。

題名を次のように改める。

令和八年度における財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律

第一条並びに第三条の見出し及び同条第一項の改正規定を次のように改める。

第一条中「経済・財政一体改革を推進しつつ、令和三年度から令和七年度までの間」を「令和八年度」に、

「これらの年度」を「同年度」に改める。

第二条を削る。

第三条の見出しを「（特例公債の発行等）」に改め、同条第一項中「令和三年度から令和七年度までの間  
の各年度」を「令和八年度」に、「当該各年度」を「同年度」に改め、同条第二項中「当該各年度の翌年度

の六月三十日」を「令和九年六月三十日」に、「当該各年度の翌年度の四月一日」を「同年四月一日」に、「当該各年度所属」を「令和八年度所属」に改め、同条を第二条とする。

本則に一条を加える改正規定の前に次のように加える。

第四条を削る。

本則に一条を加える改正規定を削る。